

1／24（火）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～



新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 1月24日（火）16時00分

発表項目 (行事名)	営農技術対策号外 暴風雪前後の営農技術対策について	
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者 発表場所
概要	<p>札幌管区気象台によると、1月26日にかけて冬型の気圧配置が強まるため、日本海側を中心に、24日夜から26日にかけて見通しのまったくきかない猛ふぶきとなり、また、24日夜から25日にかけては大雪となるおそれがあるとして、「1月24日から26日にかけての暴風雪と高波及び大雪について」が発表されました。</p> <p>このため、暴風雪や大雪などによるハウス等の施設、家畜等への影響が懸念されることから、営農技術対策（号外2）「暴風雪前後の営農技術対策」を別添のとおり作成し、各（総合）振興局等関係機関・団体に通知したのでお知らせします。</p>	
参考	<p>北海道の営農技術対策（農政部生産振興局技術普及課ホームページ） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/gijyutu/index.html</p>	

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)
担当（連絡先）	農政部生産振興局技術普及課（担当者：松井 首席普及指導員） TEL ダイヤルイン 011-206-6428 内線 27-803	

暴風雪前後の営農技術対策

令和5年（2023年）1月24日
北海道農政部

札幌管区気象台によると、1月26日にかけて冬型の気圧配置が強まるため、日本海側を中心には、24日夜から26日にかけて、見通しのまったくきかない猛ふぶきとなり、また、24日夜から25日にかけては大雪となる見込みとされています。

隨時発表される気象情報に十分注意し、対応に努めてください。

札幌管区気象台ホームページ <https://www.jma-net.go.jp/sapporo/>

暴風雪時の注意項目

- 1 最新の情報に注意して、天候急変に備えた早めの準備を行う。
- 2 暴風雪の影響を受けやすい地域では早めの行動をとる。
- 3 銅料、燃料、自家発電装置の点検は風雪が強くなる前に終わらせる。
- 4 風雪が強い場合は、むやみに施設等に近づかず、安全の確保を心がける。

第1 共通事項

- 1 除雪作業等に伴う事故防止
 - (1) 除雪作業中は、子供や他の作業者、車両等に十分注意する。
 - (2) 屋根など高所の除雪作業を行う場合は一人で行わないこと。また、ヘルメット及び命綱など安全策を講じる。

第2 園芸ハウス

- 1 強風・降雪への対応
 - (1) ビニールやハウスバンド等施設各部の損傷・ゆるみなどを点検し、必要に応じて補修する。
 - (2) ハウスサイドに雪があると屋根の雪が落ちず、施設の側部がゆがむため除雪しておく。
 - (3) ハウスの気密性を高め、加温施設がある場合は可能な範囲で室温を高め、天張面を温め落雪を促す。ただし、ハウス内に作物がある場合は、温度が上がりすぎないよう注意する。
 - (4) ビニールが雪の重みでたわんでいるときは、破れの発生や、裂け目が広がり雪の下敷きになることがあるため、下から棒で突かない。
 - (5) 停電に備えて自家発電機や簡易暖房機、暖房用ろうそく等を確保して、緊急時に保温暖房できる体制づくりに努める。

2 強風・降雪による被災ハウスへの対応

- (1) 強風、降雪で被災したハウスは、速やかに支柱等を点検し修復に努める。その際、曲がった支柱は強度が低下していることから、応急処置を除き使用は避ける。
- (2) 施設各部の損傷・ゆるみなどの状態を総点検し、必要に応じて速やかに補修する。またハウス周辺の堆積雪は除雪する。

3 停電への対応

- (1) 大雪等で停電となり、保温が困難となる場合、発電機をレンタル等で調達し、ハウス内の気温の維持に努める。
- (2) 発電機が調達出来ない場合は、簡易暖房機や暖房用ろうそく等による暖房と被覆保温を行い、凍害回避に努める。

第3 畜産

1 生産施設等の点検

- (1) 強風、降雪により倒壊のおそれのある建物は、可能な限り補強するとともに速やかな除雪を行う。
- (2) 積雪の状況に応じ、畜舎軒下等の除雪対策に万全を期す。特にD型畜舎やハウスなどについては、除雪作業をこまめに実施し、積雪による倒壊を防止する。
- (3) 農場入り口から牛乳処理室までの道路は可能な限り除雪を行い、幹線道路が通行可能になつたら直ちに生乳出荷や資材搬入ができる体制をとる。

2 停電への対応

停電により搾乳及びバルククーラーの冷却ができない等、作業に支障がある場合は次のことに留意する。

- (1) 前回搾乳から16時間位までの搾乳中止は、乳量や乳質に特に問題は生じない。
- (2) 発電機が手配できる場合は、それらを利用して搾乳・冷却をおこなう。
- (3) 発電機は必要電力に対し十分に余裕を持った機材を用いる。
- (4) 停電中、バルククーラーに冷却中の生乳は速やかに集乳するよう体制を整える。
また、十分攪拌しないでサンプリングした生乳検体は、体細胞数が異常に高まることがあるため注意する。また、出荷する前に細菌数の検査を実施する。
- (5) 手搾りが可能な酪農家は、泌乳前期牛の搾乳を優先する。
- (6) その他、停電で使用不能となる設備の確認をする（例えば、水槽揚水ポンプ、サイロのアンローダー、電気牧柵、自動給餌機、電気温水器、照明器具、自動哺乳装置）。

3 道路の不通により生乳出荷できない場合

幹線道路の除雪が間に合わず、出荷できない場合は次のことに留意する。

- (1) 情報収集に努め、除雪や集乳状況等の確認を行う。
- (2) やむを得ず廃棄する場合は、環境汚染防止に努める。